



ハイパー任意労災

業務災害総合保険 自由設計型

パンフレット

AIG 損保

- このパンフレットは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。
- また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。
- 弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

AIG損害保険株式会社

TEL: 03-6848-8500 (大代表)

午前9時～午後5時 (土・日・祝日・年末年始を除く)

お問い合わせ・お申し込みは



<https://www.aig.co.jp/sonpo>

万一の労災事故発生時に、
従業員への見舞金として、
入院補償・死亡補償などをご提供します。
事業者の訴訟対策として、
弁護士費用や損害賠償責任も補償します。

業務災害総合保険

4A9-736(B-260070)26-04 100K(AC)[D帳票番号55093]

2026.7版

2026年11月1日以降保険始期契約用

企業経営には思いがけないトラブルが発生します！



今や、過労やうつ病などの病気も労災認定され、高額な訴訟事案が発生するなど、企業にとって業務災害の問題は深刻です。
各種見舞金をはじめ、充実の付帯サービスや、弁護士費用・賠償金の補償がお役に立ちます。
様々な雇用形態の従業員を補償します。

CONTENTS	
はじめに	1
保険の特長 (補償対象者の範囲など)	3
基本補償と特約一覧	5
従業員のケガなどの補償 (仕事原因のケガ・病気の補償)	7
企業の賠償責任などの補償	
労務トラブルの初期対応策	13
業務災害に関する賠償責任などの補償 (万一の高額賠償に備える補償)	14
雇用慣行に関する賠償責任などの補償	15
病気の補償	
病気の入院の補償 (従業員の病気補償)	17
3大疾病通院治療の補償 (治療と仕事の両立支援対策)	19
その他の補償	25
付帯サービス (福利厚生)の充実	29
契約時のご注意、用語のご説明	33

業務災害に対する企業防衛さらに福利厚生の充実として

従業員のケガや事故。企業としてどう対処しますか？



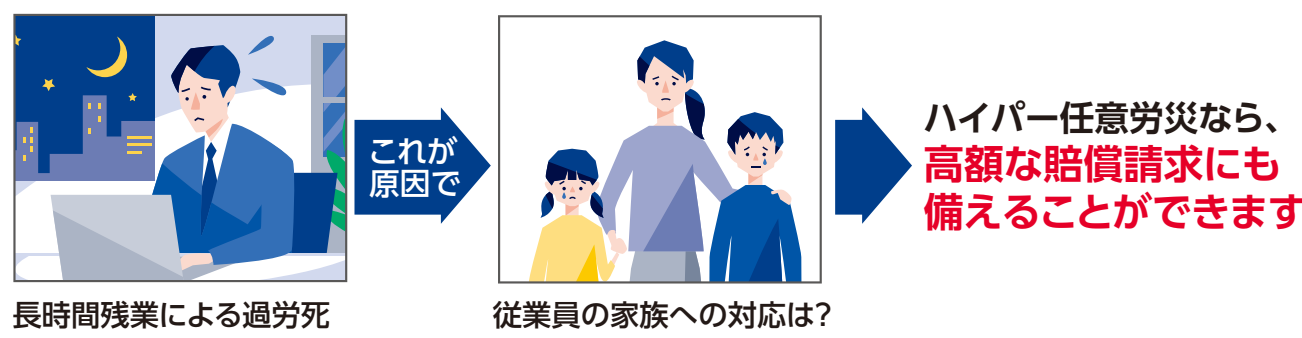
さらに 地震によるケガも補償!

地震や津波による従業員のケガや死亡も **労災認定** され、企業の責任が問われる場合があります。

工事中に地震で塀が倒れ、下敷きになり亡くなった。

通勤中に地震が発生。電車が脱線し、ケガをした。

従業員のうつ病や、過労による脳・心疾患が問題に。対策や補償を準備していますか？



従業員が健康で長く活躍できる仕組み作りはしていますか？



はじめに

保険の特長 (補償対象者の範囲など)

基本補償と特約一覧

従業員のケガなどの補償

企業の賠償責任などの補償

病気の補償

その他の補償

付帯サービス

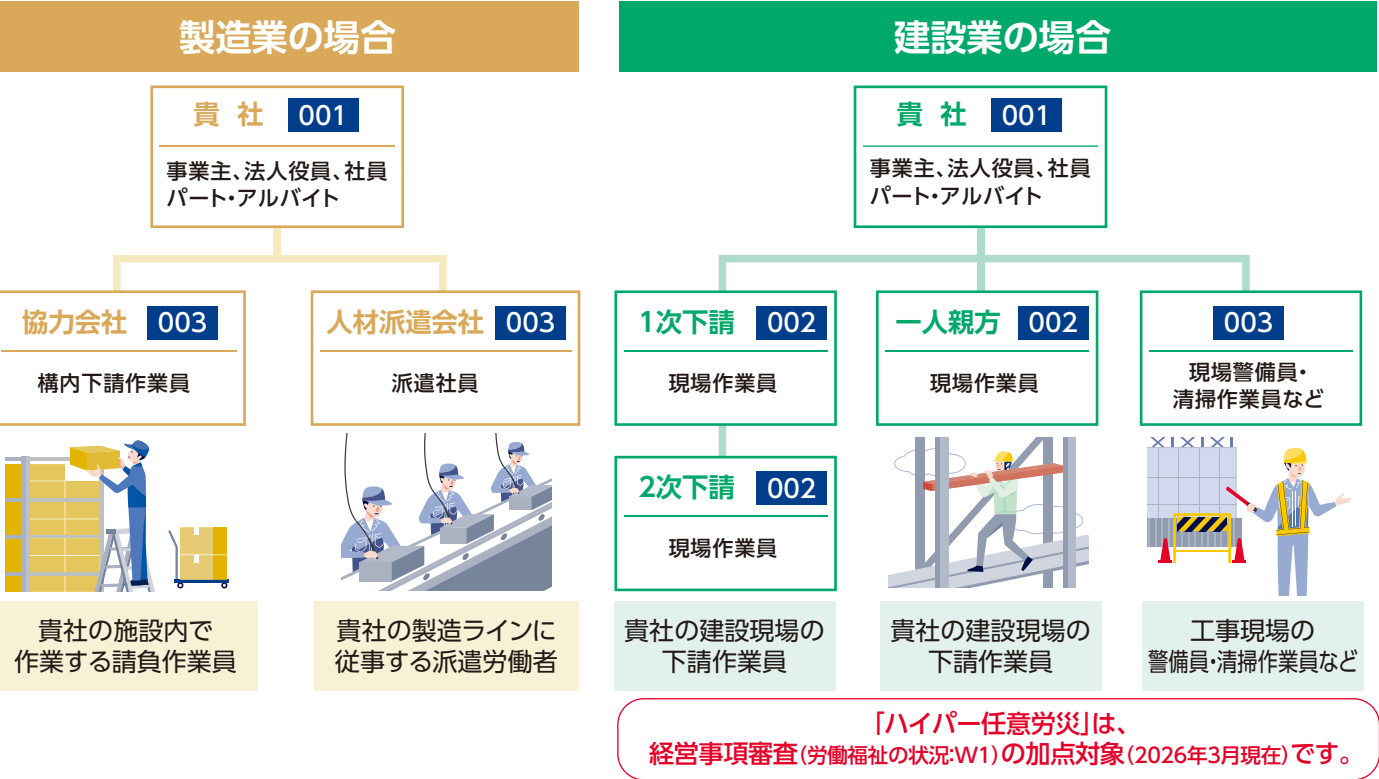
契約時のご注意、用語のご説明

ハイパー任意労災 5つの特長

特長
1

貴社で働く方を幅広く補償します。
事業主、法人役員、社員、パート・アルバイトの方に加え、建設業の下請作業員や、派遣社員、製造業などの構内下請作業員も、補償の対象とすることができます。

例えば…



補償対象者の範囲

貴社のニーズに応じて、補償の対象とする方を 001 002 003 の3つのグループから組み合わせてご契約いただけます。

001グループ

事業主、法人役員および被用者(※)の方全員を補償します。
(※)「被用者」とはご契約者との労働契約に基づきその業務に従事し、その労働の対価として賃金の支払いを受ける方をいいます。
正社員、パート、アルバイト、臨時雇用、契約社員など名称は問いません。

002グループ

建設業(※1)および貨物自動車運送事業(※2)における下請負人(※3)およびその被用者(※4)の方を補償します。
(※1)「建設業」とは、建設業法第1章第2条第2項にいう元請、下請その他いかなる名義をもってするかを問わず、建設工事の完成を請け負う営業をいいます。
(※2)「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法第2条第1項にいう貨物自動車運送事業をいいます。
(※3)ご契約者が甲型(共同施工方式)共同企業体を構成する建設業者(建設業を営む者)である場合、甲型(共同施工方式)共同企業体の下請負人を含みます。なお、お支払いする保険金は、ご契約者の出資比率を基に削減した金額となります。
(※4)「被用者」とは、ご契約者の業務に使用され、下請負人より賃金の支払を受ける方をいいます。

003グループ

001・002 のグループ以外でご契約者の管理下にある方(※)を補償します。
(※)「管理下にある方」とは、以下のいずれかの方をいいます。
①ご契約者が業務のために所有・使用する事務所や工場などの施設内、またはご契約者が直接業務を行う現場内において、ご契約者と直接または数次の契約(請負・委託などをいい、売買を除きます。)に基づき、ご契約者の業務に従事する方およびその職務に従事する被用者
②「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」に基づき、ご契約者に派遣された派遣労働者の方
③在籍出向としてご契約者が受け入れた方
④ご契約者がビルメンテナンス事業者である場合、請負・委託などの契約に基づき、ご契約者の業務に従事する方

特長
2

労災認定を待たずに、保険金をお支払いします。
病気の補償など一部の補償を除き、保険金のご契約企業(被保険者)にお支払いします。
受けとられた保険金は、その全額を貴社から従業員やそのご遺族にお支払いください。
(注)労災認定が必要な補償もあります。また、代替の人材採用などの会社費用に充当できる補償もあります。

特長
3

貴社の事業内容および売上高から保険料を算出します。
保険期間中に従業員数が増えても人数の報告や精算は不要で、自動的に補償します。

特長
4

賠償金や弁護士費用なども補償します。
業務に従事する方のケガなどにより貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害も補償します。

ポイント

民法改正等により賠償金は高額化する可能性があります。

民法改正(2020年4月1日施行)で、法定利率は年5%から年3%へ引き下げられ、以後3年ごとに利率の見直しを行う変動制を導入しました。
事故により死亡・後遺障害等が発生した場合、収入が得られなくなることによる損害(逸失利益)や、長期にわたる介護費用が発生します。こうした「将来にわたって発生する損害」に対する全期間分の補償を一括して受け取った場合、その金額を運用することにより毎年利息収入が得られます。この毎年発生する利息に相当する額を差し引いた金額を算出するための係数を「ライブニッツ係数」といいます。
「ライブニッツ係数」は「法定利率」をもとに算出しているため、「法定利率」が変更となる2020年4月1日以降に発生した事故において適用する「ライブニッツ係数」もあわせて変更になりました。

万一、死亡事故が発生したら!

Mさん
(31歳:年収600万円)
Mさんは無過失

妻
(30歳)

子供2人
(7歳、4歳)

改正前

【賠償金(例/目安)】
逸失利益…約6,950万円
葬祭費用…約150万円
慰謝料等…約2,800万円
合計 約9,900万円
※ライブニッツ方式により弊社で算出

改正後

【賠償金(例/目安)】
逸失利益…約9,169万円
葬祭費用…約150万円
慰謝料等…約2,800万円
合計 約12,119万円
※ライブニッツ方式により弊社で算出

特長
5

病気補償も個別告知は不要で、従業員の方を無記名で補償します。

保険料の算出等について

■ハイパー任意労災は、貴社の事業内容および売上高から保険料を算出する方法を採用しています。
契約時には事業内容と売上高を確認させていただきますので、労災保険料の申告書や損益計算書などをご準備ください。
■ご契約の締結時には、従業員等の代表の方からご契約に対する同意をいただきます。
■保険料は全額損金処理が可能です。
法人が契約者として、従業員全員(役員を含みます。)のために負担する保険料は、全額が損金扱いとなります。
※法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2を準用(2026年3月現在)

はじめに

保険の特長
(補償対象者の範囲など)

基本補償と特約一覧

従業員のケガなどの補償

企業の賠償責任などの補償

病気の補償

その他の補償

付帯サービス

契約時のご注意、用語のご説明

貴社のニーズに合わせて、補償をお選びいただけます。

1

仕事の原因のケガ・病気の補償

	死亡補償保険金	必須	☒
	後遺障害補償保険金		☒
	入院補償保険金		☒
	手術補償保険金		☒
	医療費用補償保険金		☒
	通院補償保険金		☒
	入院補償一時金		☒
	休業補償保険金		☒
	業務上疾病休業補償保険金支払特約		☒
	事業主臨時費用補償特約		☒
	葬祭見舞金		☒
	地震・噴火・津波危険補償特約		☒
	フルタイム補償特約		☒
	事業主・役員フルタイム補償特約		☒
	事業主・役員の死亡・後遺障害増額特約 (1.5倍用)		☒
	事業主・役員の死亡・後遺障害増額特約 (2倍用)		☒
	入院補償保険金等支払条件変更特約 (入院延長1200日用)		☒
	入院補償保険金等支払条件変更特約 (通院延長180日用)		☒
	入院補償保険金支払限度日数短縮特約		☒
	通院補償保険金支払限度日数短縮特約		☒
	通院による医療費用補償対象外特約		☒
	事業主・役員補償対象外特約		☒
	JV(甲型共同企業体)工事補償対象外特約		☒

2

労務トラブルの初期対応策

	事業主相談費用等保険金	☒
---	-------------	-------------------------------------

3

万一の高額賠償に備える補償

	使用者賠償責任補償特約	☒
	使用者賠償責任限定補償特約 (死亡のみ補償)	☒

4

雇用慣行に関する賠償責任などの補償

	雇用慣行賠償責任補償特約	☒
---	--------------	-------------------------------------

5

従業員の病気補償

	疾病入院医療保険金	☒
	疾病手術医療保険金	☒
	疾病入院医療費用保険金	☒
	疾病先進医療等費用保険金	☒
	がん通院医療費用保険金	☒
	がん先進医療等費用保険金	☒
	脳・心疾患通院医療費用保険金	☒

6

その他の補償

	所得補償保険金	☒
	通勤中個人賠償責任補償特約	☒

はじめに

保険の特長
(補償対象者の範囲など)

基本補償と特約一覧

従業員のケガなどの補償

企業の賠償責任などの補償

病気の補償

その他の補償

付帯サービス

契約時のご注意、用語のご説明

1 仕事の原因のケガ・病気の補償

仕事中に被ったケガから
業務を原因とする病気まで、
幅広く補償します。



補償対象者(従業員の方など)が保険期間中に被った次のケガなどが、補償の対象となります。
「業務上疾病」を除き、いずれもケガなどを被った日を含めて180日(医療費用補償保険金のみ365日)
の間がお支払いの対象です。

補償の対象となるケガなど

- **業務に従事中または通勤途上の急激かつ偶然な外来の事故によるケガ**
(骨折、やけどなど)
有毒ガス・有毒物質による急性中毒および業務に従事中に摂取した食品が原因の細菌性食中毒およびウイルス性食中毒も補償します。
- **業務に従事中または通勤途上に生じた熱中症**
- **業務遂行に伴い生じた低酸素症、潜水病などの症状**
- **業務上疾病**(くも膜下出血、心筋梗塞、うつ病など)
業務を原因とする病気を補償します。ただし、アスベストが原因の病気、じんばい塵肺症を除きます。
なお、対象となる保険金とそれぞれのお支払い条件は、次のとおりです。
 - ・死亡補償保険金・後遺障害補償保険金は、労災保険の給付が決定した場合に補償の対象となります。
 - ・入院補償保険金・入院補償一時金・手術補償保険金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に入院を開始または手術を受けたときに補償の対象となります。
 - ・業務上疾病休業補償保険金支払特約のうち、業務上疾病休業補償保険金は労災保険の給付が決定した場合で、保険期間中に就業不能となったときに補償の対象となります。
 - ・業務上疾病休業補償保険金支払特約のうち、精神障害等休業補償一時金は、労災保険の給付の請求が受理された場合で、保険期間中に就業不能となったときに補償の対象となります。
- **労災保険の給付が決定した自殺行為によるケガなど**



訴訟などの大きな問題に発展させないためにも見舞金を準備して、
従業員とそのご家族に会社の誠意を見せることが大切です。

**死亡補償保険金**

必須

☒

ケガなどにより亡くなった場合に、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(注) 同一の原因によるケガなどに対して、死亡補償保険金と後遺障害補償保険金を重複してお支払いする場合は、いずれか高い金額が限度となります。

**後遺障害補償保険金**

☒

ケガなどにより身体に障害が残った場合に、障害の程度に応じて、後遺障害等級(第1級～第14級)ごとに定めたご契約の保険金額をお支払いします。

**入院補償保険金**

☒

ケガなどにより入院した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき180日限度)

**手術補償保険金**

☒

ケガなどにより所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)
① 入院中に受けた手術の場合[入院補償保険金日額×10]
② ①以外の手術の場合[入院補償保険金日額×5]

**医療費用補償保険金**

☒

ケガなどにより医師の治療を受けた場合に、実際に負担した次の費用などをお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつきご契約の保険金額限度)

- ① **治療費**
公的医療保険制度の一部負担金など治療のために病院に支払った費用をお支払いします。
- ② **食事療養費**
入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。
- ③ **差額ベッド代**
差額ベッド代を[ご契約の金額(1万円・2万円・3万円のいずれか)×入院日数]を限度にお支払いします。なお、差額ベッド代をお支払いの対象外としてご契約することもできます。
- ④ **交通費**
入退院・転院時の交通費をお支払いします。
- ⑤ **諸雑費**
諸雑費として入院1日につき1,100円(2026年3月現在)をお支払いします。病衣レンタル費、通信費などに充ちいただけます。
- ⑥ **親族付添費**(※1)
親族付添費として1日につき4,200円(2026年3月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。
- ⑦ **ホームヘルパーの雇入費用など**
入院中における、ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用(※2)、保育所への預入費用(※2)、介護従事者の雇入費用、介護施設への預入費用をお支払いします。([1.5万円×雇入・預入日数]限度)

(※1) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた入院中の期間に限りです。
(※2) 医師が認めた付添期間中または家事従事者である補償対象者の入院期間中に発生した費用に限りです。

(注) 労災保険からの給付などを差し引いてお支払いします。

**通院補償保険金**

☒

ケガなどにより通院した場合に、[ご契約の保険金日額×通院日数]をお支払いします。通院に準じた状態(※1)および往診も対象となります。
(同一の原因によるケガなどにつき90日限度)

(※1) 医師の指示により、保険の約款に定める部位(長管骨、脊柱、上肢・下肢の3大関節など)を固定するためにギプスなど(※2)を常時装着した状態をいいます。
(※2) ギプス(キャスト)、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子(シーネ、スプリント)固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレース、線副子等およびハローベストをいいます。

**入院補償一時金**

☒

入院補償保険金をお支払いする場合で1泊2日以上入院したときに、ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき1回限度)

事業主の費用などに関する保険金

事業主臨時費用補償特約

- 災害付帯費用補償保険金**
次のいずれかに該当する場合に、それぞれ次に掲げる金額を保険金としてお支払いします。お支払いした保険金は、香典代、代替社員雇入費用など貴社が通常負担する費用に充当することができます。

- ①**死亡補償保険金をお支払いする場合**
ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
 - ②**後遺障害等級第1級から第3級に対する後遺障害補償保険金をお支払いする場合**
ご契約の保険金額の全額をお支払いします。
 - ③**後遺障害等級第4級から第7級に対する後遺障害補償保険金をお支払いする場合**
ご契約の保険金額の30%をお支払いします。
- (注) 同一の原因によるケガなどに対して、①から③までのうち2つ以上に該当した場合は、いずれか高い金額をお支払いします。

- 精神障害等臨時費用一時金**
業務上疾病休業補償保険金支払特約の「精神障害等休業補償一時金」をお支払いする場合に、10万円をお支払いします。お支払いした保険金は、貴社が臨時に負担する費用に充当することができます。

葬祭見舞金

業務中、業務外にかかわらずケガや病気で保険期間中に亡くなり、葬儀が行われることに対して、災害補償規定などにに基づき貴社が遺族などに支払った見舞金を、ご契約の保険金額を限度にお支払いします。

(注) 補償の対象となる方は、事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員および**常勤(※)**のパート・アルバイトの方です。

(※) 常勤とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。



保険金をお支払いできない主な場合

- 急激・偶然・外来の事故によらないケガ(疲労骨折など) (※1)
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの (※1)
- 入浴中の溺水 (※1) (ただし、弊社が保険金を支払うべきケガなどによって生じた場合には、保険金をお支払いします。)
- 故意または重大な過失 (※2)
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 (※3)
- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染
- …など

(※1) 葬祭見舞金は、お支払いします。
(※2) 葬祭見舞金は、重大な過失がある場合でもお支払いします。
(※3) 地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。ただし、業務上疾病休業補償保険金支払特約は、地震・噴火・津波危険補償特約のセットの有無にかかわらずお支払いします。

休業補償保険金

ケガなどを被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能(※)となった場合に、[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。
(同一の原因によるケガなどにつき、就業不能(※)となった日から起算してご契約の期間(30日・60日・90日・180日・365日・545日・730日のいずれか)が限度)

(※) 就業不能とは、ケガなどの治療のために入院しているまたは入院せずに治療を受けている場合で、そのケガなどを被った時に就いていた業務または職務にまったく従事できない状態をいいます。

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に被ったケガなどにより継続後に就業不能となったときは、継続前(ケガなどを被った時)・継続後(就業不能に該当された時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、低い額をお支払いします。

業務上疾病休業補償保険金支払特約

業務上疾病を被った日から180日以内、かつ、保険期間中に就業不能(※)となった場合に、次の保険金をお支払いします。

- 業務上疾病休業補償保険金**
[ご契約の保険金日額×就業不能日数]をお支払いします。
(同一の原因による業務上疾病につき、就業不能(※)となった日から起算してご契約の期間(90日・180日・365日・545日・730日のいずれか)が限度)
- 精神障害等休業補償一時金**
被った業務上疾病が、精神障害・脳血管疾患・虚血性心疾患等だった場合に、[ご契約の保険金日額×20]をお支払いします。
(同一の原因による業務上疾病につき1回限度)

(※) 就業不能とは、業務上疾病の治療のために入院しているまたは入院せずに治療を受けている場合で、その業務上疾病を被った時に就いていた業務または職務にまったく従事できない状態をいいます。

(注) 補償対象者のうち、001グループに該当する方のみが対象となります。

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した業務上疾病により継続後に就業不能となったときは、継続前(発病時)・継続後(就業不能となった時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

補償の範囲を広げる特約

地震・噴火・津波危険補償特約 ☒

地震もしくは噴火またはこれらによる津波が原因で、補償の対象となる方がケガなどをした場合も、保険金をお支払いします。



ポイント

仕事や通勤中に地震や津波にあい、ケガや死亡をされた場合は、労災保険給付の対象となります。労災上乗せの補償でも、地震や津波への備えは必要です。

フルタイム補償特約 ☒

日常生活中や休暇中など、業務外でケガ(※1)をした場合も保険金をお支払いします。

(注) 補償の対象となる方は、事業主、**常勤(※2)**の法人役員、社員および**常勤(※2)**のパート・アルバイトの方です。

(※1) 有毒ガス・有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒・ウイルス性食中毒および熱中症を含みます。

(※2) **常勤**とは、ケガ(※1)を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

事業主・役員フルタイム補償特約 ☒

フルタイム補償特約の補償の対象となる方を、事業主および**常勤(※)**の法人役員の方に限定した特約です。

(※) **常勤**とは、ケガを被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。



事業主・役員の死亡・後遺障害増額特約(1.5倍用) ☒

補償対象者が事業主・役員の方の場合は、死亡補償保険金および後遺障害補償保険金を1.5倍にしてお支払いします。

事業主・役員の死亡・後遺障害増額特約(2倍用) ☒

補償対象者が事業主・役員の方の場合は、死亡補償保険金および後遺障害補償保険金を2倍にしてお支払いします。

入院補償保険金等支払条件変更特約(入院延長1200日用) ☒

- 入院補償保険金：支払対象期間および支払限度日数を1200日に延長します。ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院した場合などに限ります。
- 手術補償保険金：支払対象期間を1200日に延長します。ただし、ケガなどを被った日を含めて180日以内に入院または通院した場合などに限ります。
- 通院補償保険金：支払対象期間を次の①から②までの間の期間に延長します。ただし、入院補償保険金をお支払いする場合に限ります。
 - ① ケガなどを被った日
 - ② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

入院補償保険金等支払条件変更特約(通院延長180日用) ☒

通院補償保険金の支払限度日数を180日に延長します。

また、入院補償保険金をお支払いする場合は、通院補償保険金の支払対象期間を次の①から②までの間の期間に延長します。

- ① ケガなどを被った日
- ② 入院補償保険金が支払われるべき期間の終了日の翌日から180日目

補償の範囲を狭める特約

入院補償保険金支払限度日数短縮特約 ☒

入院補償保険金の支払限度日数をご契約の日数(30日・60日・90日のいずれか)に短縮します。

通院補償保険金支払限度日数短縮特約 ☒

通院補償保険金の支払限度日数をご契約の日数(30日・60日のいずれか)に短縮します。

通院による医療費用補償対象外特約 ☒

医療費用補償保険金をお支払いする場合に、実際に負担した費用のうち入院をせずに受けた治療に対する費用についてはお支払いしません(先進医療・患者申出療養に対する費用はお支払いします。)

事業主・役員補償対象外特約 ☒

補償対象者の範囲から、事業主・役員の方を除きます。

JV(甲型共同企業体)工事補償対象外特約 ☒

ご契約者が甲型共同企業体を構成する建設業者である場合に、その甲型共同企業体が行う工事にかかわる業務に従事中に被ったケガなどに対しては、保険金をお支払いしません。

(注) 上記にかかわらず、次の保険金は、それぞれの保険金をお支払いする事由に該当した場合は、ご契約の保険金額をお支払いします。

- ・業務上疾病休業補償保険金
- ・精神障害等休業補償一時金
- ・精神障害等臨時費用一時金
- ・葬祭見舞金
- ・疾病入院医療保険金
- ・疾病手術医療保険金
- ・疾病入院医療費用保険金
- ・疾病先進医療等費用保険金
- ・がん通院医療費用保険金
- ・がん先進医療等費用保険金
- ・脳・心疾患通院医療費用保険金
- ・所得補償保険金
- ・通勤中個人賠償責任補償特約の保険金

労務トラブルの初期対応策

労務トラブル発生時に訴訟問題に発展させないよう、専門家に相談できる初期対応策を提供します。



万一の高額賠償に備える補償

万一の高額賠償から企業経営を守ります。



弁護士に、法的な相談をすることもできます。



事業主相談費用等保険金



従業員など補償の対象となる方が保険期間中に業務遂行（通勤途上を含みます。）により生じたと疑われるケガや病気を被ったことにより、貴社が負う法律上の損害賠償責任の有無やその対応について保険期間中に弁護士に相談等をし、次の費用を負担した場合に、保険金をお支払いします。

- 保険期間中に国内で弁護士に法的な相談を行った費用など（1災害につき100万円限度）

(注) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限りです。
ただし、顧問料、使用者賠償責任補償特約または雇用慣行賠償責任補償特約で支払うべき費用に対しては保険金をお支払いしません。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。）
- アスベストが原因の病気
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染
- 保険期間が始まる前に行った相談等と一連の相談等
- 保険期間が始まる前に被ったケガや病気であることが判明したときの、その判明後の相談等

…など

- 損害賠償金、訴訟対応・弁護士費用など（1災害につきご契約の保険金額限度）
(注1) 貴社が建設業の場合、貴社の下請負人やその役員等の損害賠償責任も補償します。
(注2) 補償の対象となる方が派遣社員・下請作業員（一人親方を含みます。）などの場合は、日本国内でケガや病気を被った場合に限りです。
(注3) 損害賠償金額の決定や訴訟対応・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。
労災保険の給付額や貴社の法定外補償給付額などは差し引いてお支払いします。

下記より、いずれか1つの補償を選択いただけます。



使用者賠償責任補償特約



従業員など補償の対象となる方が業務に従事中または通勤途上で被ったケガや病気に対する貴社（役員を含みます。）や従業員（パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限りです。）が負担する損害賠償責任について、ご契約の保険金額を限度に補償します。なお、労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の請求結果が必要です。また、職業性疾病に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の認定が必要となる場合があります。



使用者賠償責任限定補償特約
(死亡のみ補償)



従業員など補償の対象となる方が業務に従事中または通勤途上で被ったケガまたは病気によって死亡し、この保険契約で死亡補償保険金が支払われる場合に、貴社（役員を含みます。）や従業員（パート・アルバイトの方は保険の約款に定める日数・時間以上労働している方に限りです。）が負担する損害賠償責任について、ご契約の保険金額を限度に補償します。なお、労災保険の補償の対象となる方に対する賠償保険金のお支払いにあたっては、労災保険の認定が必要です。



保険金をお支払いできない主な場合

- ご契約者などの故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波（地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。）
- アスベストが原因の病気、風土病 ● 特別な約定により加重された賠償責任
- 住居および生計を共にする親族のケガ・病気（個人事業主または役員等が損害賠償責任を負う場合）
- 労災保険に特別加入していない海外派遣者のケガ・病気 ● 戦争・革命・内乱・暴動 ● 放射線照射・放射能汚染

…など

雇用慣行に関する賠償責任などの補償

不当解雇や雇用差別、
ハラスメントなどに備えたい。



雇用慣行賠償責任補償特約



1. 初期対応の補償(事業主相談費用等補償)

「損害賠償請求」(※1)がなされる前に、貴社が社外の労働組合、弁護士、社会保険労務士、労働局または労働基準監督署から「不当雇用慣行」(※2)または「第三者ハラスメント」(※3)の疑いがあるとの申立てを受け、保険期間中に弁護士に相談した場合に、保険金をお支払いします。

(注1) 日本国内で行われた不当な行為により、日本国内で弁護士への相談を行った場合が補償の対象です。

(注2) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限りです。

(注3) 残業代など賃金の未払いがあったとする申立ては補償の対象となりません。



(※1)「損害賠償請求」とは

被保険者に対してなされた金銭的賠償もしくは非金銭的救済を求める訴訟その他一切の法的民事紛争処理手続、または被保険者の民事責任を追及する書面による要求をいいます。

(※2)「不当雇用慣行」とは

- 不当解雇または不当な雇用関係の終了(雇止めなど)
- 雇用に関するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント
- 雇用に関する不当な差別行為、懲戒行為 …など

(※3)「第三者ハラスメント」とは

役員または従業員が業務の遂行上、またはその地位に関連して、役員および従業員を除く個人に対して行ったハラスメントまたは名誉毀損など

■補償を受けられる方

貴社

■お支払いする保険金

国内で弁護士に法的な相談を行った費用、交渉等に要する費用、着手金、報酬金など
(一連の相談につき100万円限度)

2. 賠償責任の補償

「不当雇用慣行」(※2)または「第三者ハラスメント」(※3)を請求の理由として、貴社が保険期間中に「損害賠償請求」(※1)された場合に、保険金をお支払いします。

「第三者ハラスメント」(※3)を請求の理由とする場合は、建設業の下請負人が貴社と共に「損害賠償請求」(※1)された場合に限り、その下請負人も補償されます。

(注1) 日本国内で行われた不当な行為により、日本国内でなされた「損害賠償請求」(※1)が補償の対象です。

(注2) 損害賠償金額の決定や弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

(注3) 残業代など賃金の未払いがあったとする請求は補償の対象となりません。



<事故例>

- 不当解雇であるとして、解雇無効や解雇以降の賃金相当額を請求された場合
- パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを受け精神的苦痛を被ったとして損害賠償請求された場合 …など

■補償を受けられる方

貴社とその役員・従業員

(注)「第三者ハラスメント」(※3)を請求の理由とする場合は、建設業の下請負人が記名被保険者(貴社)と共に「損害賠償請求」(※1)された場合に限り、その下請負人も補償されます。

■お支払いする保険金

損害賠償金、和解金・示談金、弁護士費用など

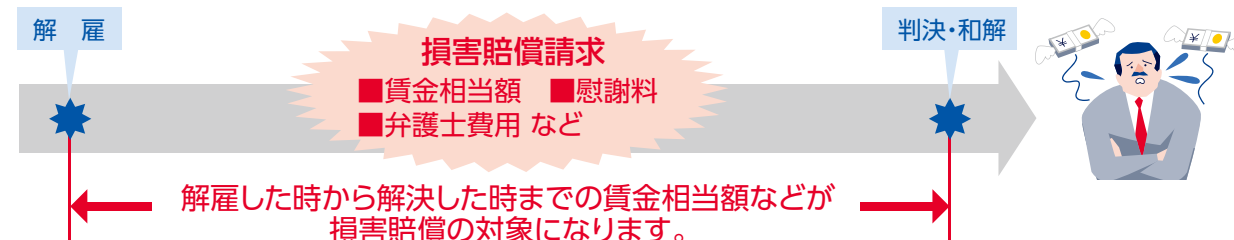
(1 請求および保険期間中につきご契約の保険金額限度)

(注1) 損害賠償金、和解金・示談金などについては、ご契約の自己負担額を差し引いてお支払いします。

(注2) 在職中の労働の対価として支払うべき賃金、残業代、退職金などは、補償の対象となりません。

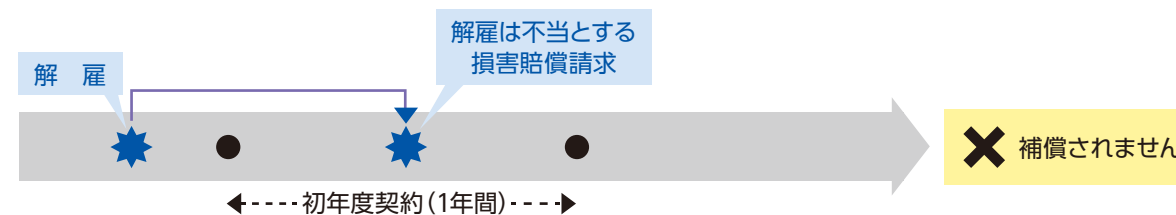
「解雇トラブル」が賠償問題に発展すると?

解雇トラブルの場合は、時間の経過とともに**損害賠償金**は増加します!

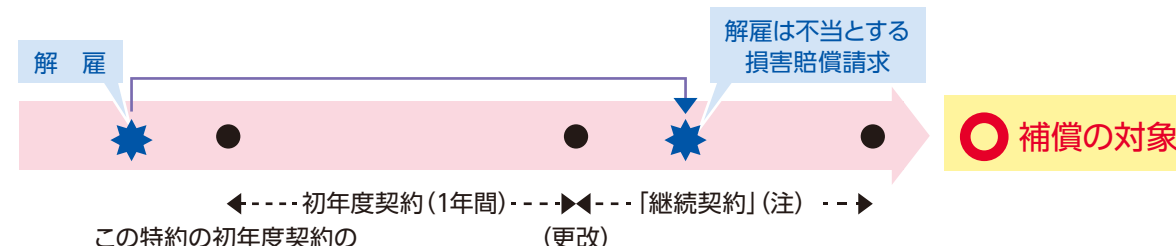


ご契約時のご注意

- 「残業代」や「退職金(割増退職金を含みます。)」などは補償の対象となりません。
- この特約の初年度契約の保険期間開始日より前の不当な解雇や不当な雇用関係の終了(雇止めなど)に起因する損害賠償請求が、初年度契約の保険期間中(1年間)になされた場合は補償の対象となりません。



ただし「継続契約」(注)以降に発生した保険事故については補償の対象です。



(注)「継続契約」とは、不当解雇などを請求の理由とする損害賠償請求を補償する保険契約の保険期間終了日を保険期間開始日とするこの特約をセットした保険契約をいいます。

なお、不当解雇などを請求の理由とする損害賠償請求を補償する他の保険会社の保険契約を弊社に切り替えた場合は、その保険契約の保険期間開始日から1年を経過した日以降に発生した保険事故は補償の対象です。

⚠ 保険金をお支払いできない主な場合

- 雇用契約などの契約または法令に違反することを知って行った行為(※1)
- この特約の初年度契約の保険期間開始日(以下「遡及日」といいます。)より前に行われた不当な解雇、不当な雇用関係の終了(雇止めなど)(※2)
- 遡及日以前に損害賠償請求されるおそれがあることを知っていた場合または遡及日以前になされていた不当な行為の申立てを原因とする弁護士への相談
- 遡及日において既に提起されていた損害賠償請求
- ケガ・病気(※3)または財物の損壊
- 貴社の倒産 …など

(※1) 知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。

(※2) 継続契約において、遡及日から1年を経過した日以降に発生した保険事故については補償の対象です。

(※3) これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。

従業員の病気補償

会社を成長させるために
福利厚生を充実させ
優秀な人材を確保したい。



従業員の福利厚生におすすめです。
個別の告知は不要で従業員のみなさまを補償します。
従業員などの被保険者が保険期間中に発病した病気が補償の対象です。
業務中に発病した病気(精神障害や脳・心臓疾患など)に加え、日常生活で発病した病気も補償します。



疾病入院医療保険金



保険期間中に入院を開始した場合に、[ご契約の保険金日額×入院日数]をお支払いします。
(1回の入院につき、ご契約の日数(30日・60日・90日のいずれか)が限度)



疾病手術医療保険金



保険期間中に所定の手術を受けた場合に、次のいずれかの算式による額をお支払いします。

- ① 入院中に受けた手術の場合
[疾病入院医療保険金日額×10]
- ② ①以外の手術の場合
[疾病入院医療保険金日額×5]



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた病気
ただし、既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。
(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 妊娠・出産(帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。)
- 故意または重大な過失
- アルコール依存・薬物依存
- 自殺行為
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

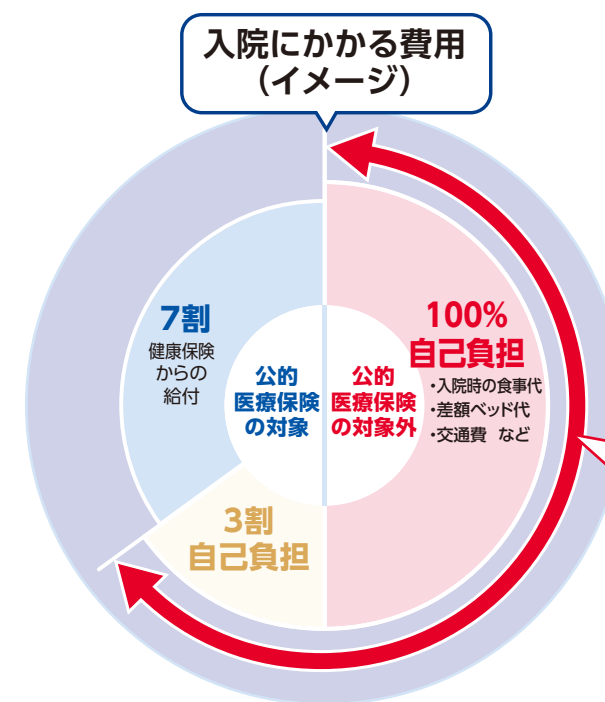
…など



疾病入院医療費用保険金



保険期間中に日本国内で、公的医療保険制度や労災保険などを利用して入院を開始した場合に、その入院を開始した日から365日目月の末日までに負担した次の費用などをお支払いします。
(1回の入院につきご契約の保険金額(50万円・100万円・200万円のいずれか)が限度)



- (※1) 重篤な症状など所定の状態になった場合で、医師が認めた期間に限りです。
- (※2) 医師が認めた付添期間中または家事従事者である被保険者(従業員など)の入院期間中に発生した費用に限りです。

1 入院時の治療費

入院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。
お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。



2 食事療養費

入院時の食事療養費の自己負担分をお支払いします。



3 差額ベッド代

差額ベッド代を [ご契約の金額(1万円・2万円・3万円のいずれか)×入院日数]を限度にお支払いします。



4 交通費

入院時・転院時の交通費をお支払いします。



5 諸雑費

諸雑費として入院1日につき1,100円(2026年3月現在)をお支払いします。病衣レンタル費、通信費などに充てられます。



6 親族付添費 (※1)

親族付添費として1日につき4,200円(2026年3月現在)、および付添いのための交通費・寝具料をお支払いします。



7 ホームヘルパーの雇入費用など

ホームヘルパー・ベビーシッター・清掃代行サービス業者の雇入費用(※2)、保育所への預入費用(※2)、介護従事者の雇入費用、介護施設への預入費用をお支払いします。
([1.5万円×雇入・預入日数] 限度)



疾病先進医療等費用保険金



保険期間中に先進医療(※1)または患者申出療養(※2)を受けた場合に、負担した次の費用を補償します。
(通院の場合も対象となります。)
(1回の療養につきご契約の保険金額(50万円・100万円・200万円のいずれか)が限度)

技術料

先進医療(※1)または患者申出療養(※2)の技術に係る費用をお支払いします。

交通費

先進医療(※1)または患者申出療養(※2)を受けるために必要とした交通費(転院・退院のための交通費を含みます。)をお支払いします。

宿泊施設の客室料

先進医療(※1)または患者申出療養(※2)を受けるために必要とした宿泊施設の客室料(1泊1万円限度)

- (※1)「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。
- (※2)「患者申出療養」とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された患者申出療養をいい、患者申出療養を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

治療と仕事の両立支援対策

「3大疾病通院治療」の補償で、 治療と仕事の両立支援をサポートします。



がん通院医療費用保険金



保険期間中に原発性がん（※1）と診断確定され、その治療（※2）を直接の目的として公的医療保険制度を利用して日本国内で通院をした場合に、支払対象期間中（※3）に負担した次の費用などに対して保険金をお支払いします。（1回の支払対象期間につき300万円が限度）

<お支払いする費用>

通院時の治療費

通院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

（※1）原発性がんとは、再発・転移して生じたがんなどを除く新たに生じたがんをいい、原発巣が特定されない転移がんを含みます。

（※2）原発性がんまたはその原発性がんの再発・転移により生じたがんの治療をいいます。

（※3）支払対象期間とは、次のア、およびイ、の期間をいいます。

ア、原発性がん（※1）が診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間

イ、原発性がん（※1）が診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間



がん先進医療等費用保険金



保険期間中に原発性がん（※1）と診断確定され、その治療（※2）を直接の目的として、先進医療（※3）または患者申出療養（※4）を受けた場合に、支払対象期間中（※5）に負担した次の費用に対して保険金をお支払いします。（1回の支払対象期間につき500万円が限度）

技術料

先進医療（※3）または患者申出療養（※4）の技術に係る費用をお支払いします。

交通費

先進医療（※3）または患者申出療養（※4）を受けるために必要とした交通費（転院・退院のための交通費を含みます。）をお支払いします。

宿泊施設の客室料

先進医療（※3）または患者申出療養（※4）を受けるために必要とした宿泊施設の客室料（1泊1万円限度）

（※1）原発性がんとは、再発・転移して生じたがんなどを除く新たに生じたがんをいい、原発巣が特定されない転移がんを含みます。

（※2）原発性がんまたはその原発性がんの再発・転移により生じたがんの治療をいいます。

（※3）「先進医療」とは、厚生労働大臣が認めた高度な医療技術の治療や手術をいい、先進医療を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

（※4）「患者申出療養」とは、公的医療保険制度を定める法令に規定された患者申出療養をいい、患者申出療養を受けられる医療機関は厚生労働大臣が認める医療機関に限られます。詳細については、厚生労働省のホームページにてご確認ください。

（※5）支払対象期間とは、次のア、およびイ、の期間をいいます。

ア、原発性がん（※1）が診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間

イ、原発性がん（※1）が診断確定された日からその日を含めて730日目の属する月の末日までの期間



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に既に発病していた原発性がん、およびその再発・転移により生じたがん
ただし、既に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。
 - ①そのがんに対する初めての診断確定が、初年度契約の保険期間開始日（※）から1年を過ぎた日の翌日以降になされた場合
 - ②次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - ◆初年度契約の保険期間開始日（※）の前に、医師の診察を受けたことがない。
 - ◆初年度契約の保険期間開始日（※）の前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

（※）保険期間の途中で被保険者となった方（例：新入社員など）については、被保険者となった日をいいます。



脳・心疾患通院医療費用保険金



被保険者が対象疾病（※1）を被り、次のすべてを満たす日本国内での通院をした場合に、支払対象期間中（※2）に負担した次の費用などに対して保険金をお支払いします。（1回の支払対象期間につき50万円が限度）

- 対象疾病の治療を直接の目的として保険期間中に開始した入院が、継続7日以上となること。
- その入院に対して疾病入院医療費用保険金が支払われること。
- その入院の開始日以降にその対象疾病の治療を直接の目的として公的医療保険制度を利用して日本国内で通院すること。

<お支払いする費用>

通院時の治療費

通院による公的医療保険制度の一部負担金をお支払いします。お支払額は高額療養費などを差し引いた額となります。

（※1）対象疾病とは、急性心筋梗塞・くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞をいいます。

（※2）支払対象期間とは、対象疾病の治療のための入院を開始した日から365日目の属する月の末日までの期間をいいます。



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に、既に発病していた対象疾病
- 保険期間が始まる前に、既に入院を開始していた対象疾病
ただし、既に発病していた対象疾病であっても、初年度契約の保険期間開始日（※）から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。
（※）保険期間の途中で被保険者となった方（例：新入社員など）については、被保険者となった日をいいます。
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの
- 妊娠・出産（帝王切開などの異常分娩の場合はお支払いします。）
- 故意または重大な過失
- アルコール依存・薬物依存
- 自殺行為
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

「病気を補償する特約^(※)」のご契約時のご注意

(※) 疾病入院補償特約(疾病入院医療保険金・疾病手術医療保険金・疾病入院医療費用保険金・疾病先進医療等費用保険金)、がん通院治療費用支援特約(拡張型)(がん通院医療費用保険金・がん先進医療等費用保険金)、脳・心疾患通院治療費用支援特約(脳・心疾患通院医療費用保険金)をいいます。

病気を補償する特約の補償対象者(被保険者)の範囲について

ご注意 病気を補償する特約については、事業主、**常勤^(※)**の法人役員、社員、**常勤^(※)**のパート・アルバイトの方が対象となります。ただし、保険期間開始日時点で満75歳以上の方は、脳・心疾患通院治療費用支援特約の対象とはなりません。

対 象 事業主、**常勤^(※)**の法人役員、社員、**常勤^(※)**のパート・アルバイト

対 象 外 非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、派遣社員、下請作業員

(※) 常勤とは、病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

■ 事業主・役員補償対象外特約をセットしていた場合、事業主・役員の方は対象外となります。

保険金のお支払いについて

ご注意 病気を補償する特約の保険金は、病気を被った従業員ご本人に直接お支払いします。なお、お支払金額、お支払先などを従業員ご本人に書面でご案内いたします。

継続契約について

ご注意 継続契約とは、弊社において同一の特約(同一の保険金)が連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。

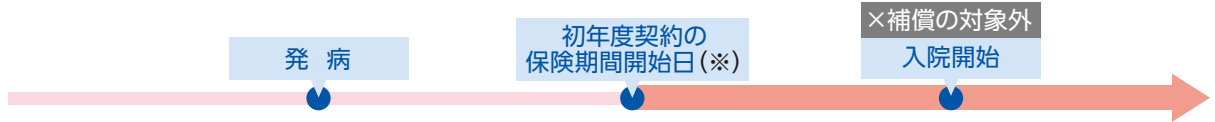
病気を補償する特約をセットされている場合においては、直前に弊社以外の保険会社で同種の契約を締結されていたときでも、継続契約とみなせる場合があります。

「疾病入院補償特約^(※)」のご契約時のご注意

(※) 疾病入院医療保険金・疾病手術医療保険金・疾病入院医療費用保険金・疾病先進医療等費用保険金をいいます。

保険期間の開始前に発病していた病気について

ご注意 初年度契約の保険期間開始日^(※)の前に発病していた病気の治療を目的とする入院等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



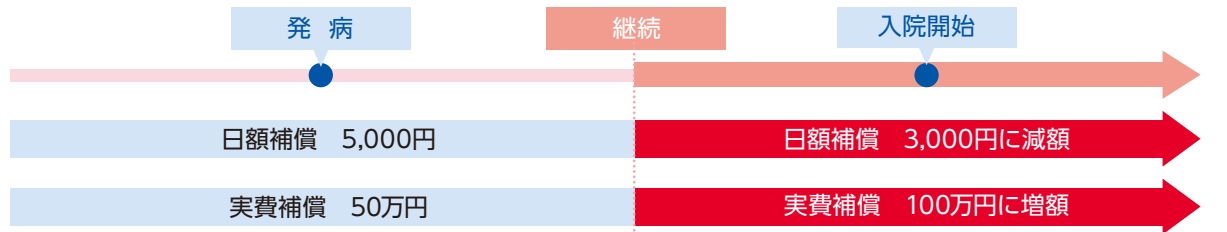
(注) 既に発病していた病気であっても、初年度契約の保険期間開始日^(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。ご契約を途中で解約し、翌日以降に再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。

ご継続時における補償の切替について

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に発病した病気により継続後に入院等をされたときは、継続前(発病時)・継続後(入院時等)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、各給付項目ごとに低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、疾病入院医療保険金(日額補償)5,000円を3,000円に減額し、疾病入院医療費用保険金(実費補償)50万円を100万円に増額した場合



保険金のお支払いについて 疾病入院医療保険金(日額補償):1日につき3,000円のお支払いとなります。
疾病入院医療費用保険金(実費補償):1回の入院につき50万円が限度となります。

「病気入院を補償する保険金^(※)」のご契約時のご注意

(※) 病気入院を補償する保険金とは、疾病入院医療保険金、疾病入院医療費用保険金をいいます。

退院して数か月後に再発した場合の支払いについて

ご注意 同一の病気により2回以上入院した場合には、1回の入院とみなします。ただし、入院が終了した日からその日を含めて180日を経過した日の翌日以降に、再び開始した入院は新たな病気による入院とみなします。

例 疾病入院医療費用保険金(実費補償)100万円ご契約の場合



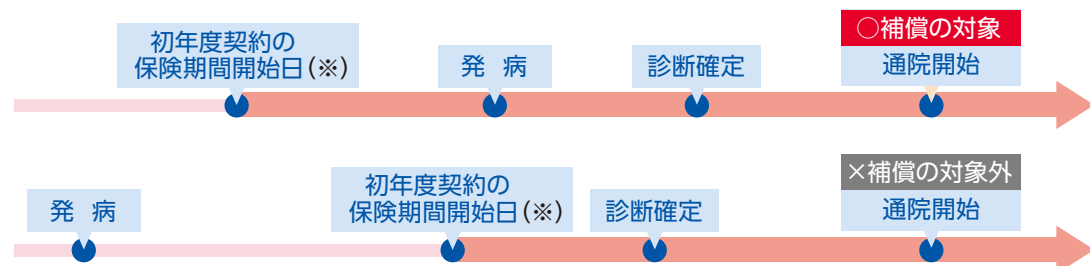
※ご契約を継続し、保険期間をまたいだ場合も同様の扱いとなります。
※疾病入院医療保険金(日額補償)も同様にお支払いします。

「がん通院治療費用支援特約(拡張型)^(※)」のご契約時のご注意

(※) がん通院医療費用保険金・がん先進医療等費用保険金をいいます。

保険期間の開始前に発病または診断確定された原発性がんについて

ご注意 初年度契約の保険期間開始日(※)の前に発病していた原発性がんは、保険金のお支払いの対象とはなりません。



(注) 既に発病していた原発性がんであっても、その原発性がんが次の①または②のいずれかに該当する場合には、保険金をお支払いします。

- ① そのがんに対する初めての診断確定が、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降になされた場合
- ② 次のいずれにも該当し、その症状について認識および自覚がなかったことが明らかな場合
 - 初年度契約の保険期間開始日(※)の前に、医師の診察を受けたことがない。
 - 初年度契約の保険期間開始日(※)の前に受けた健康診断・人間ドック・がん検診などにより、異常の指摘を受けたことがない。

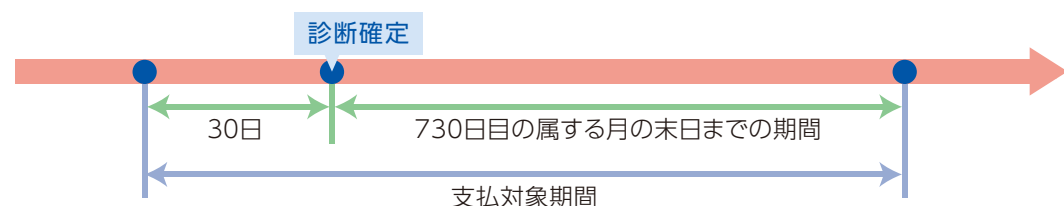
(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。ご契約を途中で解約し、翌日以降に再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。

再発・転移により生じたがんについて

ご注意 初年度契約の保険期間開始日の前に発病していた原発性がんの治療、またその再発・転移により生じたがんの治療は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

がん通院治療費用支援特約(拡張型)支払対象期間について

ご注意 支払対象期間とは、次のア.およびイ.の期間をいいます。
 ア. 原発性がんが診断確定された日の前日からその日を含めて30日を遡った日までの期間
 イ. 原発性がんが診断確定された日からその日を含めて730日目(約2年4か月)の属する月の末日までの期間



原発性がんの診断確定後、その原発性がんの通院治療、入院治療を両方行った場合について

ご注意 「がん通院医療費用保険金およびがん先進医療等費用保険金」は、「疾病入院医療費用保険金および疾病先進医療等費用保険金」とセットでお引き受けします。従って、通院期間は「がん通院医療費用保険金」の補償対象となり、入院期間は「疾病入院医療費用保険金」の補償対象となります。



※ 上記は補償対象となる保険金のイメージ図であり、「がん通院医療費用保険金」および「疾病入院医療費用保険金」の補償内容、支払条件により上記と異なる場合がありますので、詳しくは取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

※ 原発性がんにより先進医療・患者申出療養を受けた場合は、「がん先進医療等費用保険金」と「疾病先進医療等費用保険金」のどちらも補償対象となり、「がん先進医療等費用保険金」から優先して保険金が支払われますが、実際のご負担額を超えて支払われることはありません。

「脳・心疾患通院治療費用支援特約^(※)」のご契約時のご注意

(※) 脳・心疾患通院医療費用保険金をいいます。

保険期間の開始前に発病していた対象疾病[※]について

※ 急性心筋梗塞・くも膜下出血・脳内出血・脳梗塞をいいます。

ご注意 初年度契約の保険期間開始日(※)の前に発病していた対象疾病は、保険金のお支払いの対象とはなりません。



(注) 既に発病していた対象疾病であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に保険金をお支払いする事由に該当した場合は、お支払いします。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例:新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。ご契約を途中で解約し、翌日以降に再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。

6 その他の補償

従業員とそのご家族までもが 安心できる職場をつくりたい



所得補償保険金



ケガまたは病気により保険期間中に就業不能(※1)となった場合に、ご契約の免責期間(30日・60日・90日・545日のいずれか)を超える就業不能期間に対して[保険金月額×就業不能月数(※2)]を保険金としてお支払いします。

(1回の就業不能(※3)につき、ご契約の期間(1年・2年のいずれか)が限度)

(※1) 就業不能とは、ケガや病気の治療のために入院しているまたは入院せずに治療を受けている場合で、そのケガまたは病気を被った時に就いていた業務または職務にまったく従事できない状態をいいます。

(※2) 就業不能期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

(※3) 免責期間を超える就業不能が終了した日を含めて180日以内に再び就業不能になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わず同一の就業不能とみなします。



保険金をお支払いできない主な場合

- 保険期間が始まる前に、既に被っていたケガまたは病気
ただし、既に被っていたケガまたは病気による就業不能であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に開始した就業不能に対してはお支払いします。
(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例：新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。
- むちうち症、腰痛、その他の症状でそれを裏付けるに足る医学的他覚所見のないもの
- 自動車(自動二輪車・クレーン車等を含みます。）・原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、または麻薬などを使用して運転をしている間の事故
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ(地震・噴火・津波危険補償特約セット時はお支払いします。)
- 妊娠・出産、早産または流産によって生じたケガまたは病気
- 故意または重大な過失
- 自殺行為(労災保険の給付が決定した場合はお支払いします。)
- アルコール依存・薬物依存・精神障害(うつ病など、保険の約款に定める精神障害についてはお支払いします。)
- 戦争・革命・内乱・暴動
- 放射線照射・放射能汚染

…など

「所得補償保険金」のご契約時のご注意

所得補償保険金の補償対象者(被保険者)の範囲について

ご注意

事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員、**常勤(※)**のパート・アルバイトの方が対象となります。ただし、保険期間開始日時点で満75歳以上の方は対象とはなりません。

対 象

事業主、**常勤(※)**の法人役員、社員、**常勤(※)**のパート・アルバイト
ただし、保険期間の開始日時点で満75歳以上の方を除きます。

対 象 外

非常勤役員、非常勤のパート・アルバイト、派遣社員、下請作業員

(※) **常勤**とは、ケガまたは病気を被った時の直前6か月間における、週あたりの平均労働日数が3日以上、かつ週あたりの平均労働時間が15時間以上に該当する場合をいいます。

■事業主・役員補償対象外特約をセットしていた場合、事業主・役員の方は対象外となります。

継続契約について

ご注意

継続契約とは、弊社において同一の特約(同一の保険金)が連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。
所得補償保険金支払特約をセットされている場合においては、直前に弊社以外の保険会社で同種の契約を締結されていたときでも、継続契約とみなせる場合があります。

保険期間の開始前に被っていたケガまたは病気について

ご注意

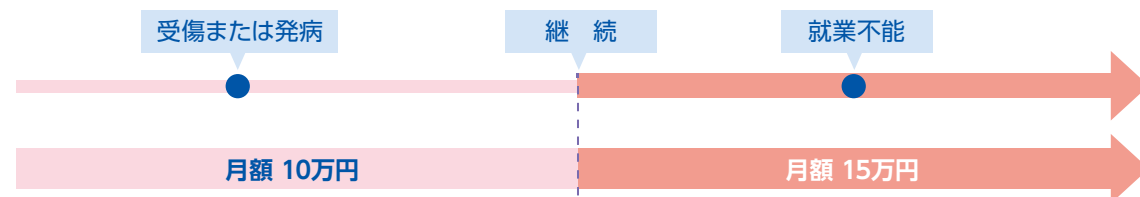
初年度契約の保険期間開始日(※)の前に被っていたケガまたは病気による就業不能は、保険金のお支払いの対象とはなりません。
ただし、既に被っていたケガまたは病気による就業不能であっても、初年度契約の保険期間開始日(※)から1年を過ぎた日の翌日以降に開始した就業不能に対してはお支払いします。

(※) 保険期間の途中で被保険者となった方(例：新入社員など)については、被保険者となった日をいいます。ご契約を途中で解約し、翌日以降に再びご契約いただいた場合は、あらたにご契約いただいた保険期間の開始日をいいます。

ご継続時における補償の切替について

ご注意 ご契約の継続時に補償内容を変更された場合で、継続前に被ったケガまたは病気により継続後に就業不能となったときは、継続前(ケガまたは病気を被った時)・継続後(就業不能となった時)それぞれにおけるご契約内容で保険金を算出し、いずれか低い額をお支払いします。

例 ご継続時に、月額10万円を月額15万円に増額した場合

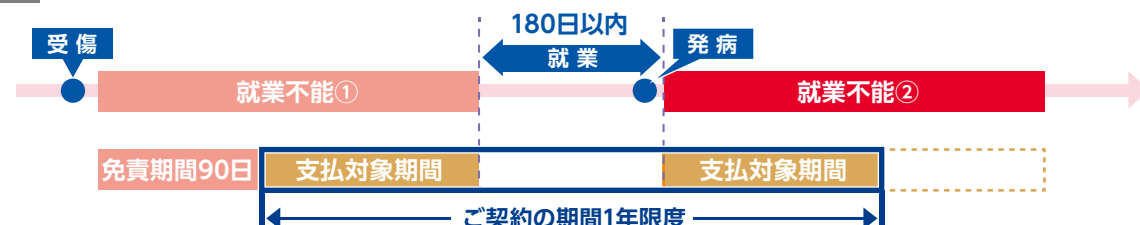


お支払いする保険金額は、月額10万円となります。

再び就業不能になった場合について

ご注意 免責期間を超える就業不能が終了した日を含めて180日以内に再び就業不能になった場合は、原因が同一のケガまたは病気であるかを問わず同一の就業不能とみなします。

例 免責期間90日、ご契約の期間(お支払いの対象となる期間)1年の場合



就業不能① と **就業不能②** の原因が異なる場合でも、**就業不能①** 終了日を含めて180日以内に **就業不能②** になった場合は、同一の就業不能とみなします。

保険金のお支払いについて

所得補償保険金は、就業不能となった従業員ご本人に直接お支払いします。なお、お支払金額、お支払先などを従業員ご本人に書面でご案内いたします。

従業員の通勤に潜むリスク対策として



通勤中個人賠償責任補償特約



従業員などの被保険者(※1)が、日本国内で発生した通勤に起因する偶然な事故により、他人の身体や財物に損害を与えたり、電車など(※2)を運行不能にさせて、法律上の損害賠償責任を負った場合に、次の損害を補償します。

- 損害賠償金(1事故につきご契約の保険金額限度)
- 訴訟・弁護士費用など(お支払いできる額に条件が適用される場合があります。)

(注1) 損害賠償金の決定や訴訟・弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

(注2) 折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続(弁護士の選任を含みます。)は原則として弊社で行います。

(※1) 補償対象者のうち、001グループに該当する方が被保険者となります。

(※2) 電車・モノレールなどの軌道上を走行する乗用具をいいます。



保険金をお支払いできない主な場合

- 故意
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- 職務遂行に直接起因する損害賠償責任
- 被保険者と同居の親族に対する損害賠償責任
- ご契約者または他の被保険者に対する損害賠償責任
- 他人から借りたり預かったりした物に対する損害賠償責任
- 心神喪失による損害賠償責任
- 自動車などの所有・使用・管理による損害賠償責任

…など

ご契約企業向けの付帯サービスで
事業主、従業員とそのご家族を日常的に
サポートします。



業務災害総合保険にご加入の場合、ご契約内容に関係なくご利用いただけます。

① 健康相談サービス

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

- ・24時間健康相談…健康に関する不安なことを24時間365日、いつでも相談できます。
- ・専門医による電話相談（予約制）…各分野の専門医に相談できます。診断書や検査データなどの提出は不要ですので、お気軽にお申し込みください。（所定の予約受付時間内に事前申し込みが必要です。）

ご利用例

- 休日に受診できる病院を知りたい。
- ケガの応急手当て、どうしたらいいの？
- どの診療科を受診すべきか相談したい。

② 女性のための24時間健康相談

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の女性の方がご利用いただけます。

24時間年中無休で、女性に多い病気や妊娠・出産および更年期障害等のご相談に女性の相談スタッフ（医師、保健師、看護師など）がお電話でアドバイスします。

ご注意

女性のための24時間健康相談は女性の相談スタッフが相談にお応えしますが、お電話を受け付けるスタッフや、相談内容により、医師・心理カウンセラー等の相談スタッフが、男性になる場合があります。

ご利用例

- 生理前に精神的に不安定になる。受診する場合は何科がいいの？
- 乳がん検診でひっかった。専門医のいる病院は？



③ 介護相談ホットライン

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

働きながら介護をしている従業員の方や、介護を担う従業員のご家族のための相談窓口です。ケアマネジャーなどの相談スタッフが、傾聴・アドバイスします。

ご利用例

- ケアマネジャーとの意思疎通について教えてほしい。
- 介護認定手続きと介護保険について知りたい。



④ メンタルケアカウンセリングサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

電話によるスポットカウンセリング（原則回数制限なし）

電話によるカウンセリングをご提供します。面談と異なり、カウンセリングルームの所在地域や訪問時間を気にすることなく、気軽にカウンセリングを受けられます。

継続カウンセリング（年間3回まで利用可能）

日本各地のカウンセリングルームまたはオンラインにて、心理カウンセラーによる面談の継続カウンセリングをご提供します。なお、継続カウンセリングは電話でもご利用いただけます。

ご利用例

- 理由もないのに突然不安になり、胸がドキドキする。
- 夜眠れない。夜中や早朝に目が覚めてしまう。

⑤ 食・栄養に関する電話相談サービス（予約制）

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

日頃の食生活について管理栄養士がサポートします。食材の選び方や調理方法など、お客さまの生活習慣に合わせてアドバイスします。

ご利用例

- 血圧が高く塩分を控える食事のとり方を相談したい。
- 眼精疲労が辛い。食生活で工夫できることは？
- 脳梗塞の再発が心配。食習慣を見直したい。

⑥ セカンドオピニオンアレンジサービス

事業主・役員・従業員の方がご利用いただけます。

・セカンドオピニオンの手配

納得できる治療を選択するためのセカンドオピニオンを手配します。

・専門医療機関への受診手配

通院先では対応できない専門的治療が必要と主治医に言われた時、対応できる医療機関を探し、受診手配します。（未治療※1の疾患に限られます。）

・「ドクターが薦める専門医」の情報提供

相談スタッフが病名やご希望地域等をお聞きした上で、適切な専門医※2のプロフィール情報をご提供します。

※1 原則、何らかの治療が開始されている場合には対象となりません。

※2 大学教授や総合病院の病院長などを経験した医師で構成されティーベック（株）が運営する「ドクターオブドクターズネットワーク®」の評議員会において推薦・選考された専門医。

ご利用例

- 手術することになったが、他に選択肢はないの？
- 専門医の意見を聞きたい。

⑦ がん治療と仕事の両立支援サービス

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

（注）事業主・役員・従業員の方のがんに関するご相談に限ります。

がん治療をされていて就業中またはこれから就業復帰される方へ、医師・保健師・看護師・心理カウンセラー・社会保険労務士等がチームとなり、職場への伝え方や利用できる各種支援制度についてアドバイスします。

人事労務ご担当者へ

がん罹患された従業員の方が働きやすい職場づくりのための人事労務のアドバイスをを行います。

ご利用例

- 休職中の傷病手当金や社会保障について知りたい。
- がんによる休職期間の目安を知りたい。



⑧ 二次検診機関の手配サービス

事業主・役員・従業員およびそのご家族（配偶者ならびに被扶養者）の方がご利用いただけます。

健康診断の結果に不安のある方へ、お電話にてご不安・ご不明な点についてアドバイスします。また、健康診断・がん検診・人間ドック等で要精密検査と判定された方に、結果の内容に応じた適切な二次検診機関の受診手配や情報提供を行います。

ご利用例

- 要精密検査!? 病気なのか不安。
- どこの医療機関で二次検診を受ければいいのか？



労務トラブルに対しての企業の相談窓口

⑩ 社長のための労務相談ホットラインサービス

事業主・人事労務担当の方がご利用いただけます。

労災全般に関連した諸問題等や、メンタルヘルスの不調を抱えた従業員への対応等についてアドバイスを行います。

ご相談には心理カウンセラーおよび社会保険労務士が対応します。

(注) 労務関連の手続きや書類作成などの実作業に関するご相談はお答えできません。また、個別事案など相談の内容によりお答えできない場合があります。ご相談の内容により回答にお時間をいただく場合があります。



ご利用例

- メンタル不調の社員にはどう対応したら良い？
- 休職中の連絡や待遇は？
- 就業規則には、どのような内容を必ず記載をしなければならないのか？

⑪ 弁護士による法律相談ホットラインサービス (予約制)

ご契約者の代表者(代表者が指定した方を含む)の方がご利用いただけます。

労務トラブルに加え、取引先や顧客とのトラブル、さらに日常生活上のトラブルなど、法律に関するご相談に、弁護士が電話でお答えします。

〈ご利用上のご注意〉

- ・電話相談は同一の相談事案につき1回まで、1回につき60分以内とし、年3回(毎年1月1日～同年12月31日)までとします。また、日本国内のご相談が対象となります。
- ・サービスは、弊社提携法律事務所を通じてご提供します(予約制)。
- ・サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- ・ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- ・サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にはお電話でご確認ください。

ご利用例

業務上のトラブル

日常生活上のトラブル

- 勤務態度の悪い従業員を解雇することはできるか？
- カスタマーハラスメントで困っているので相談したい。
- 売掛金の回収ができない。どのように対処すればいいか？
- 相続問題に巻き込まれた。対処方法について相談したい。

多言語対応の健康サポート

電話健康相談

通訳を介した三者間通話を通して、保健師・看護師等のスタッフがご相談をお受けします。

対応言語: **英語** **中国語** **ベトナム語**

メンタルケアカウンセリングサービス

通訳を介した三者間通話もしくは対応言語で会話できる心理カウンセラーを通してご提供します。

※予約は、三者間通話を通してお受けします。

電話によるスポットカウンセリング
(原則回数制限なし)

英語 直接対応(予約制) **中国語** 三者間通話(予約不要)

対面・オンライン面談による継続カウンセリング
(年間3回まで利用可能)

英語 **中国語** 直接対応(予約制)

ハイパー + plus Baton

Webサイト
でも
利用可能

①～⑧のサービスはWebサイト経由でもご利用いただけます。

plus Batonは無料でご利用可能な健康サービスを集約したWebサイトです。

電話による健康相談に加えて、チャットによる健康相談、セカンドオピニオンの予約手配のWeb申込みなど、各種サービスをオンラインから利用することができます。

また、経営者・人事労務担当の方に役立つ健康をテーマとした情報も配信しています。

チャットによる健康相談

健康や医療、介護、育児などに関するお悩み・ご質問に看護師などの相談スタッフがチャットで回答します。

Webで申し込み

セカンドオピニオンやメンタルケアカウンセリングの予約手配をWebでも受け付けております。

健康情報の配信

plus Batonでは、健康をテーマとしたお役立ち情報を配信します。従業員の方に向けたお役立ち情報だけでなく、事業主・人事労務担当の方に役立つ情報も提供します。

※ご利用にはplus Batonの会員登録(無料)が必要です。また、ご利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。

企業のメンタルヘルス対策に

⑨ ストレスチェックサービス

厚生労働省が推奨する57項目のストレスチェックをパソコン・スマートフォンから簡単に実施できます。導入から運用、結果の集計までをワンストップで支援し、企業のメンタルヘルス対策を強力にバックアップします。

※国が定めるストレスチェック制度に基づいて実施する場合は、別途お客さまにて実施体制(実施者の選任や医師面接対応など)を整備する必要があります。

※ご利用にはplus Baton(プラスバトン)の会員登録(無料)が必要です。また、ご利用には別途通信料がかかり、お客さまのご負担となります。

ご利用例

- ストレスチェック義務化への対応を考えている。
- 無料でストレスチェックを実施したい。

①～⑩のサービスおよびハイパー + plus Batonについて

- これらのサービスは、ティーパック株式会社に委託してご提供します。
- サービスは今後予告なく変更または中止する場合があります。
- 国外で発生した症状や受けた診療などに関する相談および国外からの相談などはお受けできません。
- ご相談者の状況または相談の内容により、相談を制限または停止させていただく場合があります。
- サービスのご利用にあたっては諸条件がありますので、ご利用の際にお電話でご確認ください。
- サービスの提供にあたり取得した情報はご契約者に開示することはできません。

契約時のご注意、用語のご説明

■契約時のご注意

補償の重複について
・補償内容が同等の保険契約（この保険以外の保険契約にセットされる特約や弊社以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複することがあります。
・補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額、支払限度額等をご確認のうえ、保険契約の要否をご検討ください。

■用語のご説明

重要事項説明書、普通保険約款・特約にも「用語のご説明」（用語の定義）が記載されておりますので、ご確認ください。

用 語		ご 説 明
い	医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査などにより認められる異常所見をいいます。
き	危険	損害などの発生の可能性をいいます。
	急激かつ偶然な外来の事故	転倒・交通事故・運転中の打撲・骨折などの外的要因による事故をいいます。
	業務に従事中	次のいずれかに該当している間をいいます。ただし、いずれの場合も、労災保険法などの規定による業務災害または通勤災害に該当する間を含みます。 ア. 補償対象者が職務など ^(※1) に従事している間ならびに補償対象者が住居と被保険者の業務に従事する場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 イ. 上記ア.にかかわらず、補償対象者が被保険者の役員など ^(※2) である場合における職務など ^(※1) に従事している間とは、役員など ^(※2) としての職務に従事している間 ^(※3) で、かつ、次のいずれかに掲げる間をいいます。 （ア）被保険者の就業規則などに定められた正規の就業時間中 ^(※4) （イ）被保険者の業務を行う施設内または業務を行う場所にいる間 （ウ）被保険者の業務を行う場所と被保険者の業務を行う他の場所との間を合理的な経路および方法により往復する間 （エ）取引先との契約、会議 ^(※5) などのために、取引先の施設内にいる間ならびに取引先の施設と住居または被保険者の業務を行う施設との間を合理的な経路および方法により往復する間 ウ. 上記ア. およびイ.にかかわらず、補償対象者が貨物自動車運送事業者の傭（よう）車運転者およびその傭（よう）車運転者の構成員である場合は、被保険者から請け負ったまたは委託された貨物を、被保険者の指定した発送地から仕向地まで合理的な経路および方法により輸送する間 ^(※6) ^(※7) をいいます。 （※1）被保険者の行う業務に係る職業または職務をいいます。 （※2）事業主または役員をいいます。 （※3）通勤途上を含みます。 （※4）休暇中を除きます。 （※5）会食を主な目的とするものを除きます。 （※6）被保険者以外の者から請け負ったまたは委託された貨物の積み込みおよび積み卸しのために逸脱した経路を運行または輸送する間 ^(※7) を除きます。 （※7）貨物の積み込み・積み卸し作業中を含みます。
け	継続契約	弊社において同一の特約（同一の保険金）が連続してセットされている場合において、前契約の保険期間終了日と同一日を保険期間開始日とする契約をいいます。
こ	ご契約者	弊社に保険の申込みをする方で、保険料の支払義務を負う方をいい、記名被保険者となります。
し	下請負人	次のいずれかに該当する者をいいます。 ①建設業においては、建設業法第1章第2条第5項にいう、建設業者（建設業を営む者）と締結された下請契約における請負人（数次の請負による請負人を含みます。） ②貨物自動車運送事業においては、貨物自動車運送事業法第2条第1項にいう貨物自動車運送事業を営む者と締結された請負契約における請負人（数次の請負による請負人を含みます。）および業務委託契約における受託人（数次の業務委託による場合の受託人を含みます。）
	初年度契約	各特約（保険金）において、その特約（保険金）を初めてセット ^(※) した契約をいいます。 （※）その特約（保険金）のセットを外した後、期間を空けて再びセットした場合を含みます。
た	他の保険契約	傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、グループ傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、業務災害総合保険および同一の補償を提供する保険（共済を含みます。）をいいます。
ち	賃金	労働基準法第11条にいう賃金をいいます。

用 語		ご 説 明
と	特約	オプションとなる補償内容など普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する事項を定めたものです。
ひ	被保険者	保険の対象となる方をいいます。
ふ	普通保険約款	契約手続きなどに関する原則的な事項を定めたものです。
ほ	保険期間	保険のご契約期間をいいます。
	保険金	セットされた特約により補償されるケガまたは損害などが生じた場合に弊社がお支払いすべき金銭をいいます。
	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に、弊社がお支払いする保険金の額（または限度額）をいいます。
	保険料	ご契約者が保険契約に基づいて弊社に払い込むべき金銭をいいます。
	補償対象者	補償の対象となる方をいいます。
む	無効	ご契約のすべての効力が、契約締結時から生じなかったものとして取り扱うことをいいます。
や	役員	会社法上の取締役・会計参与・監査役をいいます ^(※) 。 （※）以下の者を含みます。 ①法人税法に定める役員（執行役、理事、監事および清算人ならびにこれら以外の方で法人の経営に従事している方のうち政令で定める者） ②相談役、顧問、その他これらに類する方で、その法人内における地位、行う職務により判断して、他の役員同様に実質的に法人の経営に従事していると認められる者 ③使用人としての雇用契約を解消して退職し、新たに委任契約を締結した執行役員 ④その他保険証券記載の者 【使用者賠償責任補償特約・使用者賠償責任限定補償特約（死亡のみ補償）の場合】 次のいずれかに該当する方をいいます。 ①会社法上の取締役、会計参与、監査役、執行役、会計監査人およびその他これらに準ずる地位にある者 ②①以外で、法人の経営に従事している執行役員等法人税法上の役員の地位にある者 【雇用慣行賠償責任補償特約の場合】 記名被保険者の会社法上の取締役、監査役、執行役、会計参与その他これらに準じる地位にある方をいいます。